



# 農業用水を活用した小水力発電事業に係る手続きについて

鹿児島県農政部農地整備課

\* 本資料は、鹿児島県での取扱です。

## 第1章

### 土地改良財産とは

農業生産性や農産物輸送の向上や農用地を保全するために行われる事業により作られた施設や構造物を言う。

農業用の用水路や排水路，農道，かんがい用のパイプライン，ため池，ダム等多岐に渡たる。

## 第2章

### 土地改良財産の特徴

#### 1 事業主体別の所有，管理形態

事業主体	所有者	管理受託者
国	国	市町村又は改良区等
鹿児島県	ダム以外市町村又は改良区	市町村又は改良区等
市町村	市町村又は改良区	改良区等
土地改良区	市町村又は改良区	

\* 国営事業の管理受託者：市町村，改良区，改良区連合，農業協同組合，農業協同組合連合のみ

\* 県営事業の管理受託者：国営事業に加えその他知事が指定する者（水利組合等）

## 2 土地改良財産の譲渡及び管理委託後の主な条件等

### ○ 維持管理の責任

整備した用途及び目的を維持しなければならない。  
その為に必要な補修や工事等は所有者又は管理受託者の責で行う。

### ○ 財産の処分

譲渡を受けた土地改良財産でも整備した用途及び目的を変更又は廃止する場合及び所有権を第三者に譲渡又は貸し付けようとする時はあらかじめ知事の承認を得なければならない。

**\* 土地改良財産は、所有者といえども自由に処分出来ない！**

### ○ 他目的使用

整備した用途及び目的を妨げず、受益者の利益に合致する場合に限り、必要最小限の範囲において県出先機関の長の承認を得て行える。

許可期間は、最長5ヶ年であり、更新可能である。

なお、他目的使用料は県は条例で徴集が定められてないことから、管理受託者若しくは財産所有者が徴収できる。

### ○ 改築(追加工事)

県又は管理受託者が行う土地改良財産の維持、管理、運用に伴う工事以外の工事により、土地改良財産の原型に変更を及ぼすような工事をいい、整備した用途及び目的、機能や公共性を妨げないものについて県出先機関の長の承認を得て行える。

### 3 補助事業で整備された農業用水路の特徴等

#### ○用水機能の水路

用水を目的とする水路は、ほ場で水が必要な期間(かんがい期)にしか水を流さない場合が基本である。

但し、住宅街等を通る水路では、生活雑排水を希釈する環境水としてある程度の量を通年流す場合もある。

用水路に放水施設(河川等に余剰水を排水する施設)が設置してあるが、本県のように用水確保に苦慮している地域では、水路の泥排除等の維持管理目的と洪水対策目的としての機能が主である。

東日本の様に雪解け水等の処理目的で常時放水されている形態の放水口は殆ど無い。

#### ○水路の能力

必要用水量と水路の流域から流入する雨水を安全に流下させる断面で設計されており、追加の水量に対応する能力は無い。

小水力発電のエネルギー源として、追加の水量が必要な場合は、発電者により改築が必要である。

## 第3章 農業用水を利用する場合の手続き

### 1 事前調査

#### ○所有者並びに管理者の確認

一般的には、市町村にて所有者と管理者の確認が可能。  
土地改良事業の実施中又は土地改良財産が未譲渡の場合でも事業手続きの書面により市町村で確認出来る。  
確認不明の場合は、県の各出先機関への問い合わせを。  
所有者及び管理者に対応した所定の手続きを行う。

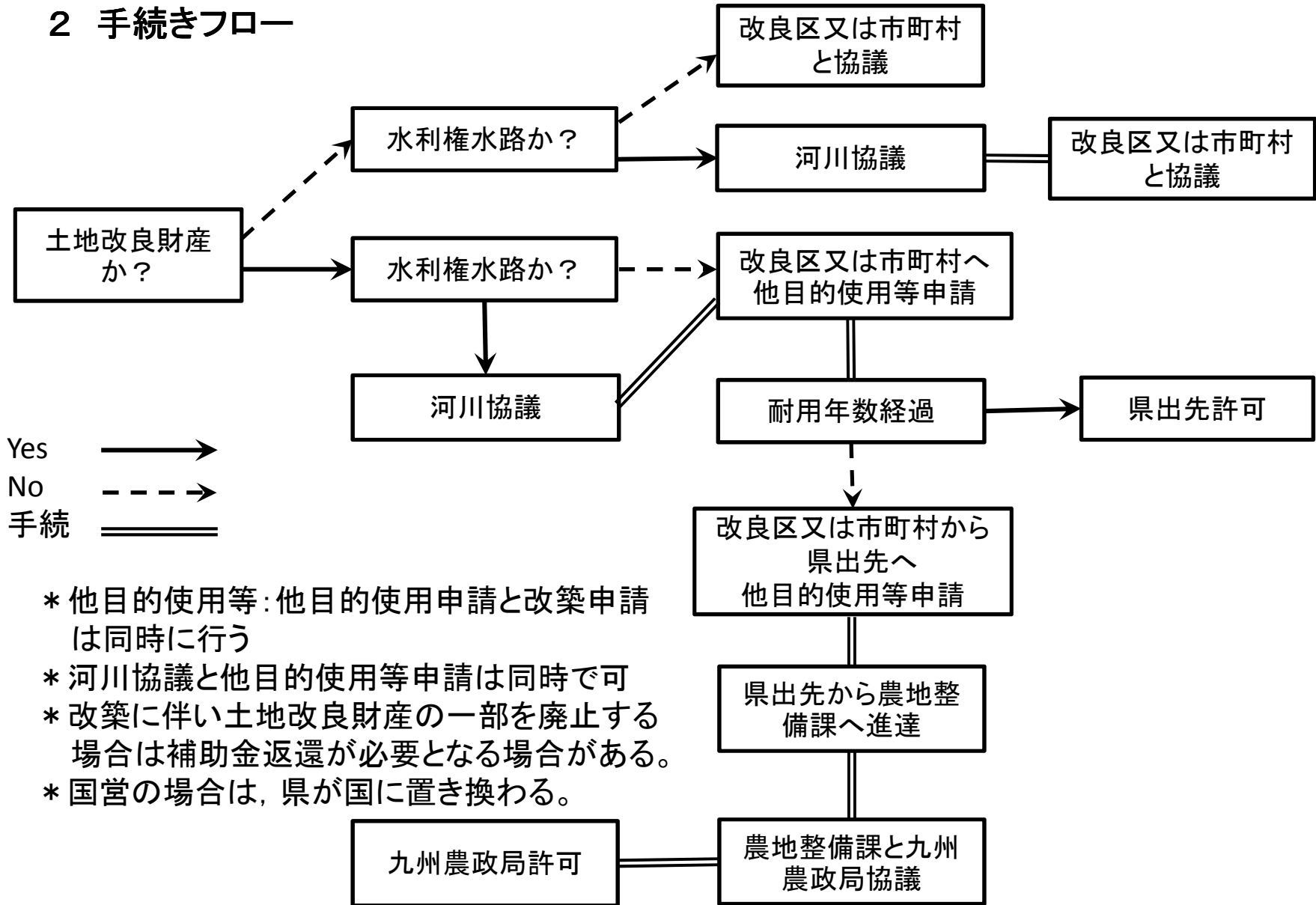
#### ○土地改良財産かどうかの確認

土地改良事業が行われている施設かどうかを確認し、土地改良事業が行われていれば、所定の手続きを行う。

#### ○水利権手続きが必要かどうかの確認

河川法が適用(1, 2級河川)又は準用(準用河川)される河川から取水している場合は、慣行により取水権利を得る慣行水利権と必要水量を申請して取水する許可水利権がある。  
土地改良事業で整備を行う場合は、新規整備は当然のこととして、現行が慣行水利権でも許可水利権への変更を求められる。  
よって、水利権を設定している農業用水路に於いては、水路からの放水による落差エネルギーにより流水の力を利用するタイプの発電はもちろんのこと、流水のエネルギーを使う水路上置タイプ等の発電でも水利権手続きが必要である。

## 2 手続きフロー



### 3 その他

#### ○補助金返還

小水力発電に於いて、農業用水路の受益を無くし小水力発電のみで使用する場合は、農業用という整備した用途、目的を喪失することから補助金返還手続きが必要となる場合がある。

また、小水力発電施設に係る改築に於いて、附帯する小構造物(U字溝等)を廃止する場合は補助金返還手続きが必要となる場合がある。

但し、構造物についてはいずれも定められた処分制限期間(耐用年数経過)を過ぎた場合は免除となる。

#### ○相談窓口

県庁：農政部農地整備課用地換地係 TEL099－286－3253

出先：各地域振興局及び支庁、事務所農地整備課所管部署